



熊本県公報

第13527号
令和8年(2026年)
4月17日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 熊本県税のコンビニエンスストア等による収納事務委託…………… (税務課) 1
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 2
- 道路の供用開始…………… (//) 2
- 道路の供用開始…………… (//) 2
- 道路の区域変更…………… (//) 3
- 道路の区域変更…………… (//) 3
- 道路の供用開始…………… (//) 3
- 道路の区域変更…………… (//) 4
- 道路の区域変更…………… (//) 4
- 道路の区域変更…………… (//) 4

公 告

- 公共測量の終了…………… (監理課) 5
- 公共測量の終了…………… (//) 5
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 5
- 農用地利用集積等促進計画の認可…………… (担い手支援課) 5

登 載 依 頼

- 交通管制システム上位装置の保守を含む賃貸借に係る一般競争入札参加資格等…………… (警察本部交通規制課) 12
- 交通管制システム上位装置の保守を含む賃貸借に係る一般競争入札の実施…………… (//) 12
- 熊本県警察統合OAシステム用パソコン等(令和8年度(2026年度)導入分)の賃貸借に係る一般競争入札参加資格等…………… (警察本部情報管理課) 16
- 熊本県警察統合OAシステム用パソコン等(令和8年度(2026年度)導入分)の賃貸借に係る一般競争入札の実施…………… (//) 17
- 熊本県監査委員の保有する保有個人情報の開示等に関する規程の一部を改正する規程…………… (監査委員事務局) 21

告 示

熊本県告示第346号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により次のとおり県税に係る徴収金の収納の事務を委託することとしたので、同条第2項及び熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第28条の2の規定により告示する。

令和8年(2026年)4月17日

熊本県知事 木 村 敬

委託した相手方の名称及び所在地	委託内容	委託期間
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲三丁目3番3号	収納事務の取りまとめ	令和8年(2026年)4月1日から 令和9年(2027年)3月31日まで
株式会社セブン-イレブン・ジャパン 東京都千代田区二番町8番地8	直営店舗及び加盟店舗における収納事務	同上
株式会社ローソン 東京都品川区大崎一丁目11番2号	同上	同上
株式会社ファミリーマート 東京都港区芝浦三丁目1番21号	同上	同上

山崎製パン株式会社 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号	同上	同上
ミニストップ株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地の1	同上	同上
株式会社ポプラ 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1	同上	同上
株式会社しんきん情報サービス 東京都港区港南一丁目8番27号	MMK設置店の表示のある加盟店舗における収納事務	同上

熊本県告示第347号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和8年（2026年）4月17日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年（2026年）4月17日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	219号	八代市坂本町荒瀬 1229番地先から 八代市坂本町荒瀬 539番2地先まで	277.8	球磨川水系河川整備計画に基づくかさ上げ事業

2 供用を開始する期日 令和8年（2026年）5月1日

熊本県告示第348号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和8年（2026年）4月17日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年（2026年）4月17日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	389号	天草郡苓北町大字都呂々字八久保 2167番1地先から 天草郡苓北町大字都呂々字八久保 2167番3地先まで	119.5	単県道路災害関連（法面対策）工事

2 供用を開始する期日 令和8年（2026年）4月17日

熊本県告示第349号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和8年（2026年）4月17日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年（2026年）4月17日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	内牧停車	阿蘇市乙姫字口ノ森	260.7	防災安全

	場乙姫線	161番2地先から 阿蘇市乙姫字中川原上 215番9地先まで	94.9	交付金 (交通安全) 改良 工事
		阿蘇市乙姫字無田 165番1地先から 阿蘇市乙姫字口ノ森 295番1地先まで		

2 供用を開始する期日 令和8年(2026年)4月17日

熊本県告示第350号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和8年(2026年)4月17日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年(2026年)4月17日

熊本県知事 木村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	219号	八代市坂本町荒瀬 1229番地先から 八代市坂本町荒瀬 539番2地先まで	前	12.7 ～ 16.2	270.7	球磨川水系河川整備計画に基づくかさ上げ事業
			後	12.7 ～ 16.2		
			6.3 ～ 18.6	277.8		

2 区域を変更する期日 令和8年(2026年)4月17日

熊本県告示第351号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和8年(2026年)4月17日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年(2026年)4月17日

熊本県知事 木村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	河陰阿蘇線	阿蘇市赤水 115番2地先から 阿蘇市赤水 116番3地先まで	前	8.7 ～ 9.5	76.3	単県橋りょう改築(函渠)工事
				9.5 ～ 13.4		
		後	8.7 ～ 9.5	76.3		

2 区域を変更する期日 令和8年(2026年)4月17日

熊本県告示第352号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和8年(2026年)4月17日から60日間、熊本県土木部道路

都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和8年(2026年)4月17日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	和仁菊水線	玉名郡和水町大屋字宮ノ下 176番3地先から 玉名郡和水町大屋字宮ノ下 186番1地先まで	115.0	防災安全 交付金 (災害防 除) 事業

2 供用を開始する期日 令和8年(2026年)4月17日

熊本県告示第353号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和8年(2026年)4月17日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和8年(2026年)4月17日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
一般県道	覚井一武線	球磨郡錦町大字木上 西字横馬場30番4 地先から 球磨郡錦町大字木上 南字中園702番1 地先まで	前	5.4 ~ 25.8	873.4	道路改良 工事
			後	11.0 ~ 53.0		

2 区域を変更する期日 令和8年(2026年)4月17日

熊本県告示第354号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和8年(2026年)4月17日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和8年(2026年)4月17日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
主要地方道	錦湯前線	球磨郡多良木町大字 久米字小田原514 番2地先から 球磨郡多良木町大字 久米字小田原505 番2地先まで	前	4.6 ~ 9.0	64.0	単道改
			後	4.6 ~ 9.0		

2 区域を変更する期日 令和8年(2026年)4月17日

熊本県告示第355号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和8年(2026年)4月17日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和8年(2026年)4月17日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	和仁菊水線	玉名郡和水町大屋字 宮ノ下176番3地 先から	前	8.4 ～ 52.4	115.0	防災安全 交付金（ 災害防除 ）事業
		玉名郡和水町大屋字 宮ノ下186番1地 先まで	後	6.4 ～ 45.0		

2 区域を変更する期日 令和8年（2026年）4月17日

公 告

熊本県公告第209号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により熊本県農林水産部森林局森林整備課長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年（2026年）4月17日

熊本県知事 木村 敬

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（カラー数値撮影（デジタル）、同時調整）	令和7年（2025年） 11月6日から 令和8年（2026年） 3月25日まで	氷川町（33.36km ² ）

熊本県公告第210号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により農林水産省九州農政局宇城農地整備事業所長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年（2026年）4月17日

熊本県知事 木村 敬

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（現地測量、路線測量（横断測量））	令和7年（2025年） 9月18日から 令和8年（2026年） 2月27日まで	熊本県宇城市松橋町豊崎地内

熊本県公告第211号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和8年（2026年）4月17日

熊本県知事 木村 敬

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市合生字小池4198番3
215.22平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡大津町大字室1129番地サンリットヒルハウス201号
近藤 僚太

熊本県公告第212号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和8年(2026年)4月17日

熊本県知事 木 村 敬

1 農用地利用集積等促進計画の概要

農地中間管理権の設定等を行う者		賃借権の設定等を受ける者		農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	氏名又は名称	住 所	
栗林 重利	大津町	大田黒 裕樹	大津町	菊池郡大津町大字錦野字前田163
中栗 マコト	大津町	大田黒 裕樹	大津町	菊池郡大津町大字錦野字前田142ほか1筆
大田黒 敬道	大津町	大田黒 裕樹	大津町	菊池郡大津町大字吹田字榎鶴109
小林 ひろみ (亡) 上田 等	福岡県 福岡市	大田黒 裕樹	大津町	菊池郡大津町大字吹田字焼牧44ほか3筆
源川 和水	大津町	高見 一也	大津町	菊池郡大津町大字陣内字立田379-1ほか2筆
坂本 康弘 外2名	大津町	高見 一也	大津町	菊池郡大津町大字森字大久保654ほか2筆
坂本 喜代美	大津町	高見 一也	大津町	菊池郡大津町大字陣内字大迫887ほか1筆
上野 百合子	大津町	高見 一也	大津町	菊池郡大津町大字陣内字弓立853-2
高野 孝光	大津町	高見 一也	大津町	菊池郡大津町大字森字大久保649
作本 和也	大津町	高見 一也	大津町	菊池郡大津町大字引水字前鶴250-1ほか4筆
坂本 幸喜	大津町	高見 一也	大津町	菊池郡大津町大字引水字東鶴287-1ほか3筆
月尾 幸信	大津町	高見 一也	大津町	菊池郡大津町大字陣内字大迫883
坂本 精将	大津町	高見 一也	大津町	菊池郡大津町大字引水字前鶴262-1
村田 敏郎	大津町	株式会社東洋新薬	佐賀県鳥栖市	菊池郡大津町大字錦野字長迫540
川地 恵子 (亡) 川地 清一	熊本市	株式会社東洋新薬	佐賀県鳥栖市	菊池郡大津町大字錦野字長迫606
江藤 啓司	大津町	農事組合法人 大津白川	大津町	菊池郡大津町大字岩坂字走落675-4
阪田 律子	大津町	大田黒 重博	大津町	菊池郡大津町大字町字尾ノ上261-1
栗原 キヌ子	大津町	藤森 建也	大津町	菊池郡大津町大字森字中ノ切132ほか1筆
村上 恵一	大津町	橋本 隆弘	大津町	菊池郡大津町大字灰塚字村下473ほか1筆
渡邊 守男	大津町	株式会社なかせ農園	大津町	菊池郡大津町大字岩坂字中原2378
松村 精夫	大津町	株式会社なかせ農園	大津町	菊池郡大津町大字岩坂字塔ノ元2492
玉永 カトル (亡) 玉永	大津町	吉山 将司	大津町	菊池郡大津町大字陣内字順田194-1

潔				
今村 政治	熊本市	吉良食品株式会社	大津町	菊池郡大津町大字矢護川字一ノ迫168-1
林 聡美	大津町	吉良食品株式会社	大津町	菊池郡大津町大字大津字西弥護免464
清水 千加子	大津町	吉良食品株式会社	大津町	菊池郡大津町大字大津字北楽善182-1
宮本 繁	大津町	児嶋 康博	大津町	菊池郡大津町大字森字大久保572
樋口 清矢	大津町	宮本 俊一	大津町	菊池郡大津町大字陣内字大迫946-1ほか1筆
古庄 稔	福岡県宗像市	曾我 一弘	大津町	菊池郡大津町大字外牧字前畑279
村山 千年	大津町	株式会社サカタファーム九州	熊本市	菊池郡大津町大字矢護川字二辻204-1
村山 忠男	福岡県中間市	株式会社サカタファーム九州	熊本市	菊池郡大津町大字矢護川字中無田3858-2
岩下 美紀	菊陽町	岩下 勇介	菊陽町	菊池郡菊陽町大字戸次字小川原679
秋吉 祐治	菊陽町	株式会社マルヨ	菊陽町	菊池郡菊陽町大字原水字中ノ割2449
佐藤 利昭	菊陽町	大山 健	菊陽町	菊池郡菊陽町大字原水字上中野5403-1ほか4筆
宮川 武彦	菊陽町	堀川 清範	菊陽町	菊池郡菊陽町大字原水字中ノ割2491ほか1筆
東 義巳 外 1名	熊本市	河北 真利	菊陽町	菊池郡菊陽町大字戸次字金福1873
松田 義輝	菊陽町	坂本 隆樹	菊陽町	菊池郡菊陽町大字久保田字中岡828-1
松田 義輝	菊陽町	田崎 勝也	菊陽町	菊池郡菊陽町大字久保田字堀向1086
上田 富雄	菊陽町	株式会社マルワ	菊陽町	菊池郡菊陽町大字戸次字金福1818ほか2筆
坂井 和之	菊陽町	株式会社マルカマ	菊陽町	菊池郡菊陽町大字戸次字三反畑796-1ほか1筆
後藤 靖男	南阿蘇村	水本 圭二	南阿蘇村	阿蘇郡南阿蘇村大字両併字北下原2288
藤本 フミ子	南阿蘇村	福本 盛広	南阿蘇村	阿蘇郡南阿蘇村大字吉田字馬場前401ほか2筆
今村 政美	南阿蘇村	古澤 勝康	南阿蘇村	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字御領水1425-1
後藤 澄子 (亡)後藤 秀明	南阿蘇村	中村 浩文	南阿蘇村	阿蘇郡南阿蘇村大字一関字上ノ原932-6
中川 幸浩	南阿蘇村	福本 海	大津町	阿蘇郡南阿蘇村大字吉田字中原1693ほか2筆
佐竹 誠也	愛知県名古屋 市	後藤 貞徳	南阿蘇村	阿蘇郡南阿蘇村大字中松字川地1223ほか1筆
後藤 由喜	南阿蘇	後藤 貞徳	南阿蘇	阿蘇郡南阿蘇村大字中松字松ノ

(亡) 後藤 林	村		村	木 1 6 3 4 ほか 3 筆
後藤 由喜	南阿蘇 村	後藤 貞徳	南阿蘇 村	阿蘇郡南阿蘇村大字中松字中園 1 9 1 1 - 2
上野 則寛	南阿蘇 村	一般社団法人 南阿蘇村農業 みらい公社	南阿蘇 村	阿蘇郡南阿蘇村大字一関字上ノ 原 9 5 0 - 3
上野 則寛	南阿蘇 村	小林 末美	南阿蘇 村	阿蘇郡南阿蘇村大字一関字上ノ 原 9 5 8 - 1 ほか 3 筆
上野 則寛	南阿蘇 村	中村 和章	南阿蘇 村	阿蘇郡南阿蘇村大字一関字西水 入 1 0 8 7 - 2
今村 孝子	南阿蘇 村	御木 徳大	南阿蘇 村	阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字古閑 ノ上 1 2 1 6 ほか 1 筆
今村 孝子	南阿蘇 村	吉田 千芳子	南阿蘇 村	阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字塩井 ノ元 1 4 1 9
栃原 誠也	熊本市	栃原 泰明	南阿蘇 村	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字鍋次 郎 1 6 8 9 - 1 ほか 2 筆
桐原 しのぶ (亡) 桐原 クミ子	南阿蘇 村	桐原 純男	南阿蘇 村	阿蘇郡南阿蘇村大字白川字濱尾 下 2 3 9 - 1 6
友岡 ユリ子 (亡) 友岡 貞俊	南阿蘇 村	藤本 一行	南阿蘇 村	阿蘇郡南阿蘇村大字中松字二本 木前 1 5 3 - 1 ほか 1 筆
川崎 寿代	南阿蘇 村	岡 智則	南阿蘇 村	阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字上川 原 2 6 5 8 ほか 7 筆
川崎 幹朗	南阿蘇 村	岡 智則	南阿蘇 村	阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字中西 原 1 9 9 3 ほか 1 筆
加來 徳男	菊池市	興呂木 和也	南阿蘇 村	阿蘇郡南阿蘇村大字久石字左敷 2 2 9 9 ほか 2 筆
加來 克幸	合志市	興呂木 和也	南阿蘇 村	阿蘇郡南阿蘇村大字久石字御米 田 2 5 1 1 - 1
猪島 敏治	阿蘇市	猪島 甲峰治	阿蘇市	阿蘇市今町字古屋敷 6 4 ほか 8 筆
笹原 米	阿蘇市	菅 信幸	阿蘇市	阿蘇市一の宮町中通字園田 1 6 1 8 ほか 2 筆
三城 信介	阿蘇市	農事組合法人 古代の里手野	阿蘇市	阿蘇市一の宮町手野字的場 3 8 9 - 1 ほか 2 筆
小林 優子	阿蘇市	農事組合法人 阿蘇アグリ西 町	阿蘇市	阿蘇市西町字上井鳥 1 4 6 ほか 3 筆
石田 孝浩	阿蘇市	佐藤 範一	阿蘇市	阿蘇市一の宮町中通字狐塚 5 3 6 ほか 3 筆
家入 肇治	阿蘇市	農事組合法人 A S O 的 石	阿蘇市	阿蘇市跡ヶ瀬字赤池 2 7 8 - 1 ほか 3 筆
宮川 武則 (亡) 宮川 又雄	阿蘇市	農事組合法人 A S O 的 石	阿蘇市	阿蘇市的石字前田 1 0 9 7 ほか 3 筆
佐伯 光治	阿蘇市	農事組合法人 A S O 的 石	阿蘇市	阿蘇市的石字頭無 1 2 6 0 ほか 1 筆
家入 照男	阿蘇市	農事組合法人 A S O 的 石	阿蘇市	阿蘇市赤水字山西 4 9 - 1
橋本 勲	阿蘇市	岩永 直樹	阿蘇市	阿蘇市内牧字番出 1 4 3 4

橋本 勲	阿蘇市	農事組合法人 黒流	阿蘇市	阿蘇市内牧字東番出1484ほ か5筆
井嶋 正志	阿蘇市	農事組合法人 黒流	阿蘇市	阿蘇市今町字東杉馬場3-1ほ か3筆
本田 秋義	阿蘇市	農事組合法人 黒流	阿蘇市	阿蘇市内牧字小松原1811
橋本 堅	阿蘇市	農事組合法人 黒流	阿蘇市	阿蘇市内牧字東中無田1698
小林 勝広 (亡) 小林 勝太	阿蘇市	井手 孝義	阿蘇市	阿蘇市一の宮町宮地字金丸11 09ほか2筆
中園 カズヨ (亡) 中園 昭年	阿蘇市	農事組合法人 碧水	阿蘇市	阿蘇市蔵原字東濱534-1
中園 カズヨ	阿蘇市	農事組合法人 碧水	阿蘇市	阿蘇市蔵原字東濱534-2ほ か1筆
志賀 鑑昭	阿蘇市	立石 翼	阿蘇市	阿蘇市乙姫字中川原上214ほ か5筆
川藤 雅雄	阿蘇市	立石 翼	阿蘇市	阿蘇市永草字西明神山157ほ か5筆
野尻 いづみ	阿蘇市	立石 翼	阿蘇市	阿蘇市永草字西明神山163ほ か4筆
森岡 かづよ	阿蘇市	甲斐 照雄	阿蘇市	阿蘇市役犬原字屋形手1299 -1
村上 富士美	熊本市	甲斐 照雄	阿蘇市	阿蘇市役犬原字屋形手1299 -2
下田 隆一	阿蘇市	下田 房雄	阿蘇市	阿蘇市西湯浦字亀田398-1 ほか1筆
城戸 徹範	阿蘇市	農事組合法人 阿蘇上役犬原	阿蘇市	阿蘇市役犬原字伊庵原694
宮本 恭子	阿蘇市	井野 博貴	阿蘇市	阿蘇市狩尾字中山崎831-1
宮本 哲也 (亡) 宮本 要一	熊本市	井野 博貴	阿蘇市	阿蘇市狩尾字中山崎831-2 ほか2筆
坂本 和子	阿蘇市	江藤 博幸	熊本市	阿蘇市一の宮町坂梨字薄田15 9
坂梨 茂子	阿蘇市	山内 市男	阿蘇市	阿蘇市跡ヶ瀬字炭付460-2
山本 一典	愛知県 名古屋 市	山内 市男	阿蘇市	阿蘇市跡ヶ瀬字炭付458
立石 亮子 (亡) 立石 亀八	阿蘇市	吉良 将	阿蘇市	阿蘇市黒川字西下中無田108 8ほか1筆
佐渡 いく子 (亡) 本田 政次	熊本市	高橋 宗徳	阿蘇市	阿蘇市狩尾字上甲賀643-1 ほか6筆
軸丸 貴佳	阿蘇市	大塚 光幸	阿蘇市	阿蘇市一の宮町三野字藍田16 50-1ほか2筆
小嶋 秀子 (亡) 小嶋 義文	阿蘇市	成瀬 誠一郎	阿蘇市	阿蘇市湯浦字南石原84ほか7 筆
福島 フク子	神奈川	福島 啓一郎	阿蘇市	阿蘇市一の宮町宮地字神楽田3

	県横浜市			560-1ほか4筆
寺本 杉男	阿蘇市	山部 大師	阿蘇市	阿蘇市一の宮町手野字堀田623
山部 修	阿蘇市	山部 大師	阿蘇市	阿蘇市一の宮町手野字年神480-1
北里 栄作	小国町	株式会社下巢畑農産	小国町	阿蘇郡小国町大字黒淵字下巢5036-3ほか6筆
北里 栄作	小国町	株式会社クレールタカムラ	小国町	阿蘇郡小国町大字黒淵字下巢5036-230ほか3筆
北里 栄作	小国町	中嶋 俊郎	小国町	阿蘇郡小国町大字黒淵字下巢5036-267ほか4筆
北里 栄作	小国町	河津 章博	小国町	阿蘇郡小国町大字黒淵字下巢5036-223ほか3筆
北里 栄作	小国町	高村 芳広	小国町	阿蘇郡小国町大字黒淵字下巢5036-5ほか8筆
北里 栄作	小国町	河津 正和	小国町	阿蘇郡小国町大字黒淵字下巢5036-169ほか1筆
築瀬 昇平 (亡) 築瀬 常雄	小国町	高野 英治	小国町	阿蘇郡小国町大字宮原字大津留2980
丹波 和子	西原村	株式会社こめだファーム	西原村	阿蘇郡西原村大字布田字西鶴168ほか5筆
緒方 利哉	西原村	加藤 博文	西原村	阿蘇郡西原村大字布田字宇土110-1
津留 浩壽	西原村	渡邊 理	熊本市	阿蘇郡西原村大字河原字門出577-1
可徳 敏則	熊本市	吉岡 敏広	合志市	合志市竹迫字丸畑138-1
吉岡 キヨ子	合志市	吉岡 人士	合志市	合志市幾久富字上岩迫33ほか1筆
澤田 清矢	合志市	株式会社野田牧場	合志市	合志市幾久富字大開311
野口 美和子	熊本市	山口 照雄	合志市	合志市合生字生坪666ほか1筆
松永 智明	合志市	大島 健	合志市	合志市野々島字野々島1856-1ほか1筆
谷 良二 (亡) 谷 直 行	合志市	有限会社吉川農園	合志市	合志市野々島字南原5416-1ほか2筆
森 重治	合志市	農事組合法人上生城	合志市	合志市上生字北野746-1
安武 俊一	合志市	農事組合法人上生城	合志市	合志市上生字塩浸19ほか6筆
小佐井 美穂	合志市	農事組合法人上生城	合志市	合志市上生字北野745-1ほか10筆
池田 昭	菊池市	今村 友則	菊池市	菊池市下河原字撰鶴31-1ほか5筆
吉良 俊幸	菊池市	田尻 豊久	熊本市	菊池市原字網立4268-12ほか3筆
丸山 義政	菊池市	宮本 誠也	菊池市	菊池市野間口字待塚397
石原 ヤス代	菊池市	村上 保弘	菊池市	菊池市出田字面ノ原766-4
山下 アイ子	菊池市	村上 保弘	菊池市	菊池市出田字孫江4-1ほか2

(亡) 山下 征勝				筆
村上 慎治	菊池市	松岡 忠	菊池市	菊池市玉祥寺字松山原254-2
村上 ミヨ子	菊池市	株式会社七城 の恵み	菊池市	菊池市七城町高田字井川尻121-1ほか2筆
神尾 和秀	菊池市	小林 昭	菊池市	菊池市七城町山崎字出口103-1ほか5筆
牧 誠也	菊池市	野中 三裕	菊池市	菊池市七城町高島字島の前619-1ほか1筆
木村 佳一	菊池市	株式会社寿フ ァーム	菊池市	菊池市七城町辺田字妙町268-1
田中 章義	菊池市	守田 優記	菊池市	菊池市七城町砂田字城塚1349-1ほか2筆
荒木 憲政	熊本市	早田 雅信	菊池市	菊池市七城町加恵字鳥井木132-1ほか6筆
氏森 桂子	福岡県 春日市	長尾 千行	菊池市	菊池市七城町甲佐町字野添630
山下 奈々	菊陽町	坂本 慎也	菊池市	菊池市泗水町住吉字西馬飼場2465

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
吉永 明	大津町	菊池郡大津町大字森字堤447ほか4筆
月尾 正一	大津町	菊池郡大津町大字陣内字大迫903-2ほか1筆
田上 晃一	南阿蘇村	阿蘇郡南阿蘇村大字立野字法立1857-7 (一時利用地) 阿蘇郡南阿蘇村大字立野字法立20-3
中尾 太加富	南阿蘇村	阿蘇郡南阿蘇村大字立野字法立1852-3 (一時利用地) 阿蘇郡南阿蘇村大字立野字法立20-4
中山 久美	南阿蘇村	阿蘇郡南阿蘇村大字立野字法立1857-12 (一時利用地) 阿蘇郡南阿蘇村大字立野字法立20-1
丸野 正広	大津町	阿蘇郡南阿蘇村大字立野字法立1857-6 ほか2筆 (一時利用地) 阿蘇郡南阿蘇村大字立野字法立20-2
井川 政廣	南阿蘇村	阿蘇郡南阿蘇村大字立野字法立1851-1 (一時利用地) 阿蘇郡南阿蘇村大字立野字法立19-1ほか1筆
株式会社農匠なごみ	和水町	阿蘇郡南阿蘇村大字立野字馬立196-1 (一時利用地) 阿蘇郡南阿蘇村大字立野字馬立1-2
有限会社木之内農園	南阿蘇村	阿蘇郡南阿蘇村大字立野字馬立195-1ほか2筆 (一時利用地) 阿蘇郡南阿蘇村大字立野字馬立1-3ほか1筆

御木 徳大	南阿蘇村	阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字古閑ノ上1217
中山 勇治	南阿蘇村	阿蘇郡南阿蘇村大字中松字上松田592
農事組合法人碧水	阿蘇市	阿蘇市小倉字大角田70-2ほか7筆
小野 国光	阿蘇市	阿蘇市小野田字前田713ほか7筆

2 認可年月日
令和8年(2026年)4月9日

登載依頼

熊本県警察本部告示第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和8年(2026年)4月17日

熊本県警察本部長 佐藤 昭一

- 1 競争入札に付する事項
交通管制システム上位装置の保守を含む賃貸借
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の問合せ先に電子申請し、添付書類を持参又は送付により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から令和8年(2026年)4月28日(火)午後3時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和11年(2029年)3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和10年(2028年)9月1日から令和10年(2028年)10月31日(熊本県の休日定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

熊本県警察本部公告第18号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

令和8年(2026年)4月17日

熊本県警察本部長 佐藤 昭一

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 業務の名称
交通管制システム上位装置の保守を含む賃貸借
 - (2) 借入物品及び数量
交通管制システム上位装置 一式
 - (3) 業務に係る発注・入札・契約担当部局
熊本県警察本部交通部交通規制課管制第二係(熊本県庁警察棟8階)
郵便番号 862-8610 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 - (4) 業務に係る入札事務部局

熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本中央区水前寺六丁目18番1号

- (5) 借入物品の規格、品質等
交通規制システム上位装置の保守を含む賃貸借に係る要求仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (6) 契約期間
契約締結の日から令和14年（2032年）2月29日（日）まで
- (7) 借入期間
令和9年（2027年）3月1日（月）から令和14年（2032年）2月29日（日）まで
- (8) 納入期限
令和9年（2027年）2月26日（金）まで
- (9) 納入場所
仕様書のとおり。

(10) 入札方式（紙入札併用案件）

この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公表後、次のアからウまでのいずれか電子入札システム上の電子入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。ア 入札参加者側のシステム障害により、電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者

(11) 入札金額

入札金額は、賃借料（保守料込み）1月当たりの借入代金とする。見積に当たっては、60分の借料で計算する額を加算し、落札金額（当該金額と未端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもつて免れる事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。

- (12) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。
- (13) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加者であること。また、入札参加資格を有している場合、本入札に参加するために登録内容の変更が必要ない場合、次のアからエまでのとおり受け付ける。ただし、受付け間終了後に入札する場合は、この場合に、競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間

公告の日から令和8年（2026年）4月28日（火）午後3時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本中央区水前寺六丁目18番1号

ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等の取得
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

イの提出先へ熊本県ホームページの管理調達課ページを確認の上、提出すること。提出する場合は、アの受付期間内とする。

- (2) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (3) 仕様書の内容を満たしていること。これを保証するため、機能等証明書及び納入機器等一覧を令和8年（2026年）5月11日（月）午後5時までに1(3)の発注・入札・契約担当部局に提出し、機能等証明書技術審査結果通知書により承認を受けた者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

- (6) 次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。
 ア 役員等に暴力団員等があるとき、又は暴力団に密接関係者であるとき。
 イ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、積極的に暴力団の維持又は運営に協力し又は関与しているとき。
 エ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしているとき。
 オ 役員等が、暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 ※ 暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者とは、熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条に規定するものをいう。
 ※ 役員等とは、個人である場合はその役員又は契約事務の権限を委任されている若しくは本業務に従事する予定の支店長、営業所その他の者をいう。
 ※ 「暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係」とは、暴力団員等が参加する会合等に出席すること、会合等に暴力団員等を招待すること、又は、暴力団員等との会食、遊技等の交遊が継続的に行われている場合をいう。

3 入札参加のための確認申請

- (1) 提出書類
 この入札に参加を希望する者は、2(3)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
 ア 競争入札参加資格確認申請書
 イ 2(3)に係る機能等証明書技術審査結果通知書
 ウ 2(6)に係る役員等一覧
- (2) 提出方法
 電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより、提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イ及びウの書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
 なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)アからウに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
 公告の日から令和8年（2026年）6月2日（火）午後3時まで
- (4) 提出先
 1(4)の入札事務局
- (5) 確認結果の通知
 電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間
 1(3)の発注・入札・契約担当部局において公告の日から令和8年（2026年）6月2日（火）午後3時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
 入札情報公開サービスシステム及び1(3)の発注・入札・契約担当部局において公告の日から令和8年（2026年）6月16日（火）まで行う。
- (3) 入札の方法
 ア 電子入札システムによる入札の方法
 電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和8年（2026年）6月15日（月）午後3時までに電子入札システムにより入札すること。
 イ 紙入札による入札の方法
 (ア) 日時 令和8年（2026年）6月16日（火）午前10時
 (イ) 場所 1(4)の入札事務局
 (ウ) 入札書の提出方法
 くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送又は持参により事前提出を行うときは、令和8年（2026年）6月15日（月）（必着）までに1(4)の入札事務局へ書留郵便で送付し、又は持参することとする。当該提出においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、

- 別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に係らない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、1回目の開札時刻の1時間後に設定する通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時まで再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び紙入札において入札書を郵送等により事前提出した者で再入札書の提出がなかった者は、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効
次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札
イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
オ 紙入札による入札において入札書に未記入の項目がある入札
カ 紙入札による入札において入札金額の有効数字直前に「¥」の記入がない入札
- (7) 入札金額の錯誤
入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(4)の入札事務局を窓口として1(3)の発注・入札・契約担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出期限は4(3)イ(ア)の日時までとする。
1(3)の発注・入札・契約担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。
ア 入札金額の総額と単価の取り違い
イ 入札金額の単位の誤り
- (8) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (9) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (10) 入札保証金
免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否
要
- (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を含める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日
- (4) 契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額(1月当たりの賃借料)に借入月数(60月)を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付し、契約保証金納入書を提出しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、検査に合格したあと、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

- ア 納付期限 (3) の申出期限
- イ 提出場所 1 (3) の発注・入札・契約担当部局
- 6 その他
 - (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) この調達は、世界貿易機関 (W T O) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
 - (1) 問合せ先
 - ア 入札の業務内容全般 (仕様書、確認申請等) に関すること。
熊本県警察本部交通部交通規制課管制第二係
電話番号 096-381-0110 (内線5234)
ファックス番号 096-383-3717
 - イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
 - ウ 入札手続 (紙入札移行承認等) 及び電子入札システム利用届に関すること。
熊本県出納局管理調達課調達班
電話番号 096-333-2580
ファックス番号 096-381-9010
 - エ 電子入札システムの操作方法に関すること。
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455
 - (2) 受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで (熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。)
- 8 S u m m a r y
 - (1) Name and Content of Consignment
A set of Uppersystem Equipment for the Traffic Control Center
 - (2) Date and Place for tender
Date: 10:00 am, June 16 2026
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Procurement Division
(2nd floor of Prefectural Government Main Building)
 - (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Traffic Management and Control Division
Kumamoto Prefectural Police Headquarters
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8610, Japan
Phone: 096-381-0110(5234)
 - (4) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県警察本部告示第3号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号) の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和8年 (2026年) 4月17日

熊本県警察本部長 佐藤 昭一

- 1 競争入札に付する事項
熊本県警察統合OAシステム用パソコン等 (令和8年度 (2026年度) 導入分) の賃貸借
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱 (平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。) による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査 (以下「資格審査」という。) を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書 (本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。) に必要書類を添付し、(2)の問合せ先に電子申請し、添付書類を持参又は送付に

- より提出すること。
- (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
- (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から令和8年(2026年)4月30日(木)午後3時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和11年(2029年)3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和10年(2028年)9月1日から令和10年(2028年)10月31日(熊本県の休日をも定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

熊本県警察本部公告第19号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

令和8年(2026年)4月17日

熊本県警察本部長 佐藤 昭一

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
熊本県警察統合OAシステム用パソコン等(令和8年度(2026年度)導入分)の貸借
- (2) 借入物品及び数量
熊本県警察統合OAシステム用パソコン等 一式
- (3) 業務に係る発注・入札・契約担当部局
熊本県警察本部警務部情報管理課ICT・DX推進室システム運用係(熊本県庁警察棟4階)
郵便番号 862-8610 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (4) 業務に係る入札事務部局
熊本県出納局管理調達課調達班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2580
- (5) 借入物品の規格、品質等
熊本県警察統合OAシステム用パソコン等(令和8年度(2026年度)導入分)の貸借に係る要求仕様書(以下「仕様書」という。)による。
- (6) 契約期間
契約締結の日から令和14年(2032年)12月31日(金)まで
- (7) 借入期間
令和9年(2027年)1月1日(金)から令和14年(2032年)12月31日(金)まで
- (8) 納入期限
令和8年(2026年)12月28日(月)まで
- (9) 納入場所
仕様書のとおりとする。
- (10) 入札方式(紙入札併用案件)
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所及び代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (11) 入札金額
入札金額は、賃借料1月当たりの借入代金とする。見積に当たっては、72月賃借料率で計算すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の1

10分の100に相当する金額により入札すること。
 (12) 仕様に特段の定めがない限り、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を適用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。

(13) 最低制限価格の設定
 この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札の参加者の必要な資格に関する事項
 次の(1)から(7)までに定める条件の全てを満たす者であること。資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。）に於いて、競争入札参加資格を有する者と決定されたおの、入札参加資格を有して「委託」に登録された入札参加資格を有している場合、本入札に参加するために登録内容の変更が必要な場合は、次のアからエまでのとおり受け付ける。ただし、受付期間終了後に入札する場合は、入札参加資格審査が完了するまで随時受け付けるが、この場合は、資格審査が入札に間に合わないことがある。申請内容変更届を含む。）の受付期間

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2581

ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等の取得
 熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法
 イの提出先へ熊本県ホームページの管理調達課ページを確認の上、提出すること。

(2) 提出する場合は、アの受付期間内とする。指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

(3) 仕様書の内容を満たしていること。これを保証するため、機能等証明書及び納入機器等一覧を令和8年（2026年）5月12日（木）午後5時までに1(3)の発注・入札・契約担当部に提出し、機能等証明書技術審査結果通知書により承認を受けた者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをいれた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(5) 更生計画認可の決定を受けていること。当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(6) 次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等に暴力団員等があるとき、又は暴力団密接関係者であるとき。

イ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなどの積極的暴力団の維持又は運営に協力し又は関与しているとき。

エ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしているとき。

オ 役員等が、暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

※ 暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者とは、熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条に規定するものをいう。

※ 役員等とは、個人である場合はその役員又は契約事務の権限を委任されている若しくは本業務に従事する予定の支店長、営業所長その他の者をいう。

※ 「暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係」とは、暴力団員等が参加する会合等に出席すること、会合等に暴力団員等を招待すること、又は、暴力団員等と会食、遊技等の交遊が継続的に行われている場合をいう。

(7) 会社として、次に掲げる資格等を有していること。

ア ISO9001の認定を取得していること。

イ ISO/IEC27001認証（国際基準）又は、JISQ27001認証（日本産業標準）のいずれかを取得していること。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類
 この入札に参加を希望する者は、2(3)から(7)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受け、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 2(3)に係る機能等証明書技術審査結果通知書

ウ 2(6)に係る役員等一覧

エ 2 (7)に係る登録証等の写し

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからエまでに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イからエの書類の電子データの容量が3メガバイトを超過する等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イからエに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イからエに掲げる書類は、(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)アからエまでに掲げる書類を(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和8年(2026年)6月15日(月)午後3時まで

(4) 提出先

1 (4)の入札事務局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札仕様等に対する質問の受付期間

1 (3)の発注・入札・契約担当部局において公告の日から令和8年(2026年)6月15日(月)午後3時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1 (3)の発注・入札・契約担当部局において公告の日から令和8年(2026年)6月25日(木)まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和8年(2026年)6月24日(水)午後3時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 令和8年(2026年)6月25日(木)午前10時

(イ) 場所 1 (4)の入札事務局

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送又は持参により事前提出を行うときは、令和8年(2026年)6月24日(水)(必着)までに1 (4)の入札事務局へ書留郵便で送付し、又は持参することとする。当該提出においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1 (1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1 (1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に關係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数、再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、1回目の開札時刻の1時間後に設定するもので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び紙入札において入札書を郵送等により事前提出した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとする。

(6) 入札の無効

次アからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札

イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない

者のICカードを使用して行った入札
 オ 紙入札による入札において入札書に未記入の項目がある入札
 カ 紙入札による入札において入札金額の有効数字直前に「¥」の記入がない入札

(7) 入札金額の錯誤
 入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(4)の入札事務局を窓口として1(3)の発注・入札・契約担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は4(3)イ(ア)の電子入札システムによる入札期間内とする。
 1(3)の発注・入札・契約担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い
 イ 入札金額の単位の誤り

(8) 入札の中止等
 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9) 落札者の決定方法
 開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす。この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金
 免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否
 要

(2) 契約の締結期限
 落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日をもとに定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限
 落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日をもとに定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金
 契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額（1月当たりの賃借料）に借入月数（72月）を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付し、契約保証金納入書を提出しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)の申出期限
 イ 提出場所 1(3)の発注・入札・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

- ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。
 熊本県警察本部警務部情報管理課 ICT・DX推進室システム運用係
 電話番号 096-381-0110（内線2445）
 ファックス番号 096-381-2048
- イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。
 熊本県出納局管理調達課管理班
 電話番号 096-333-2581
 ファックス番号 096-381-9010
- ウ 入札手続（紙入札移行承認等）及び電子入札システム利用届に関すること。
 熊本県出納局管理調達課調達班
 電話番号 096-333-2580
 ファックス番号 096-381-9010
- エ 電子入札システムの操作方法に関すること。
 くまもと県市町村電子入札コールセンター
 電話番号 096-373-2032
 ファックス番号 096-370-5455

- (2) 受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

- (1) Name of Items Leased and Quantity :
A set of personal computers for Kumamoto Prefectural Police
- (2) Date and Place for tender :
Date: June 25th 2026, 10:00 am
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Procurement Division
(2nd floor of Prefectural Government Main Building)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Kumamoto Prefectural Police Headquarters Police Administration Department,
Information Management division
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8610, Japan
Phone: 096-381-0110(2445)
- (4) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県監査委員の保有する保有個人情報の開示等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年4月17日

熊本県監査委員	小	原	雅	之
同	藤	木	美	才
同	前	田	憲	秀
同	楠	本	千	秋

熊本県監査委員告示第1号

熊本県監査委員の保有する保有個人情報の開示等に関する規程の一部を改正する規程

熊本県監査委員の保有する保有個人情報の開示等に関する規程（令和5年熊本県監査委員告示第2号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第15号様式及び別記第23号様式中「又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）」及び「（個人番号カードとみなされる住民基本台帳カードを含みます。）」を削る。

附 則

- 1 この規程は、告示の日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に改正前の熊本県監査委員の保有する保有個人情報の開示等に関する規程の規定により提出されている請求書その他の書類は、改正後の熊本県監査委員の保有する保有個人情報の開示等に関する規程の規定により提出された請求書その他の書類とみなす。